

○ 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）

（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 事業及び施設（第十八条―第二十一条の九）</p> <p>第五章・第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>（この法律の目的）</p> <p>第一条 この法律は、知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、知的障害者を援助するとともに必要な保護を行い、もつて知的障害者の福祉を図ることを目的とする。</p> <p>（自立への努力及び機会の確保）</p> <p>第一条の二 すべての知的障害者は、その有する能力を活用することに より、進んで社会経済活動に参加するよう努めなければならない。</p> <p>2 すべての知的障害者は、社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする。</p> <p>（国、地方公共団体及び国民の責務）</p> <p>第二条 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念が実現されるように配慮して、知的障害者の福祉について国民の理解を深めるとともに</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 事業及び施設（第十八条―第二十一条の八）</p> <p>第五章・第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>（この法律の目的）</p> <p>第一条 この法律は、知的障害者に対し、その更生を援助するとともに必要な保護を行い、もつて知的障害者の福祉を図ることを目的とする。</p> <p>（国及び地方公共団体の責務）</p> <p>第二条 国及び地方公共団体は、知的障害者の福祉について国民の理解を深めるとともに、知的障害者に対する更生の援助と必要な保護の実</p>

、知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための援助と必要な保護の実施に努めなければならない。

2| 国民は、知的障害者の福祉について理解を深めるとともに、社会連帯の理念に基づき、知的障害者が社会経済活動に参加しようとする努力に対し、協力するように努めなければならない。

(定義)

第四条 この法律において、「知的障害者居宅生活支援事業」とは、知的障害者居宅介護等事業、知的障害者デイサービス事業、知的障害者短期入所事業及び知的障害者地域生活援助事業をいう。

2 (略)

3| この法律において、「知的障害者デイサービス事業」とは、第十五条の三第二項の措置に係る者を同項の厚生省令で定める施設に通わせ、その者につき同項の厚生省令で定める便宜を供与する事業をいう。

4| この法律において、「知的障害者短期入所事業」とは、第十五条の三第三項の措置に係る者を同項の厚生省令で定める施設に短期間入所させ、その者につき必要な保護を行う事業をいう。

5| (略)

6| この法律において、「知的障害者相談支援事業」とは、地域の知的障害者の福祉に関する各般の問題につき、主として居宅において日常生活を営む十八歳以上の知的障害者又はその介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、第十三条第三項の規定による相談及び指導を行い、併せてこれらの者と市町村、知的障害者居宅生活支援事業を行う者、知的障害者援護施設、医療機関等との連絡調整その他の厚生省令で定める援助を総合的に行う事業をいう。

施に努めなければならない。

(定義)

第四条 この法律において、「知的障害者居宅生活支援事業」とは、知的障害者居宅介護等事業、知的障害者短期入所事業及び知的障害者地域生活援助事業をいう。

2 (略)

3| この法律において、「知的障害者短期入所事業」とは、第十五条の三第二項の措置に係る者を同項の厚生省令で定める施設に短期間入所させ、その者につき必要な保護を行う事業をいう。

4| (略)

第五条 この法律において、「知的障害者援護施設」とは、知的障害者  
デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、  
知的障害者通勤寮及び知的障害者福祉ホームをいう。

(援護の実施者)

第九条 第十六条第一項及び第三項に定める知的障害者に対する援護は  
、居住地を有する知的障害者については、その居住地を管轄する福祉  
事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に  
関する事務所をいう。以下同じ。)を設置する都道府県又は市町村が  
、居住地を有しないか、又は明らかでない知的障害者については、そ  
の現在地の都道府県が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法(昭和二十五年法律第四百十  
四号)第三十条第一項ただし書の規定により入所している知的障害者  
については、その者が入所前に居住地を有した者であるときはその居  
住地を管轄する福祉事務所を設置する都道府県又は市町村が、その者  
が入所前に居住地を有しない者又は居住地が明らかでなかつた者であ  
るときは入所前におけるその者の現在地の都道府県が、この法律に定  
める援護を行うものとする。

第十一条 知的障害者福祉司は、事務吏員又は技術吏員とし、次の各号  
のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならぬ。

- 一 社会福祉法に定める社会福祉主事たる資格を有する者であつて、  
知的障害者の福祉に関する事業に二年以上従事した経験を有するも  
の

二五 (略)

(福祉事務所)

第五条 この法律において、「知的障害者援護施設」とは、知的障害者  
更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮及び知的障害者福  
祉ホームをいう。

(援護の実施者)

第九条 第十六条第一項及び第三項に定める知的障害者に対する援護は  
、居住地を有する知的障害者については、その居住地を管轄する福祉  
事務所(社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福  
祉に関する事務所をいう。以下同じ。)を設置する都道府県又は市町  
村が、居住地を有しないか、又は明らかでない知的障害者については  
、その現在地の都道府県が行うものとする。

第十一条 知的障害者福祉司は、事務吏員又は技術吏員とし、次の各号  
のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならぬ。

- 一 社会福祉事業法に定める社会福祉主事たる資格を有する者であつ  
て、知的障害者の福祉に関する事業に二年以上従事した経験を有す  
るもの

二五 (略)

(福祉事務所)

第十三条 (略)

2 (略)

3 都道府県の福祉事務所長は、第一項第二号の規定による相談及び指導のうち主として居宅において日常生活を営む十八歳以上の知的障害者及びその介護を行う者に係るものについては、これを知的障害者相談支援事業を行う当該都道府県以外の者に委託することができる。

(知的障害者相談員)

第十五条の二 都道府県は、知的障害者の福祉の増進を図るため、知的障害者又はその保護者（配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で、知的障害者を現に保護するものをいう。以下同じ。）の相談に応じ、及び知的障害者の更生のために必要な援助を行うことを、社会的信望があり、かつ、知的障害者に対する更生の援助と必要な保護に熱意と識見を持つている者に委託することができる。

2・3 (略)

(福祉の措置)

第十五条の三 (略)

2 市町村は、手芸、工作その他の創作的活動、社会生活への適応のために必要な訓練、介護方法の指導その他の厚生省令で定める便宜を必要とする十八歳以上の知的障害者又はその介護を行う者を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する知的障害者デイサービスセンターその他厚生省令で定める施設（以下この項において「知的障害者デイサービスセンター等」という。）に通わせ、当該便宜を供与し、又は当該市町村以外の者の設置する知的障害者デイサービスセンター等に通わせ、当該便宜を供与することを委託する措置を採ることができらる。

第十三条 (略)

2 (略)

(知的障害者相談員)

第十五条の二 都道府県は、知的障害者の福祉の増進を図るため、知的障害者又はその保護者（配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で、知的障害者を現に監督保護するものをいう。以下同じ。）の相談に応じ、及び知的障害者の更生のために必要な援助を行うことを、社会的信望があり、かつ、知的障害者に対する更生の援助と必要な保護に熱意と識見を持つている者に委託することができる。

2・3 (略)

(福祉の措置)

第十五条の三 (略)

3・4 (略)

(福祉事務所長への委任)

第十七条 都道府県、市又は福祉事務所を設置する町村の長は、第十五条の三第一項、第二項及び第四項並びに前条第一項及び第三項の措置を採る権限の全部又は一部をその管理する福祉事務所長に委任することができる。

(知的障害者居宅生活支援事業等の開始)

第十八条 国及び都道府県以外の者は、厚生省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、知的障害者居宅生活支援事業又は知的障害者相談支援事業(以下「知的障害者居宅生活支援事業等」という。)を行うことができる。

(秘密保持義務)

第十八条の二 知的障害者相談支援事業に従事する職員は、その職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。

(施設の設定)

第十九条 (略)

2 市町村、社会福祉法人その他の者は、社会福祉法の定めるところにより、知的障害者援護施設を設置することができる。

(変更及び廃止又は休止)

2・3 (略)

(福祉事務所長への委任)

第十七条 都道府県、市又は福祉事務所を設置する町村の長は、第十五条の三第一項及び第三項並びに前条第一項及び第三項の措置を採る権限の全部又は一部をその管理する福祉事務所長に委任することができる。

(知的障害者居宅生活支援事業の開始)

第十八条 国及び都道府県以外の者は、厚生省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、知的障害者居宅生活支援事業(知的障害者地域生活援助事業を除く。以下同じ。)を行うことができる。

2 国及び都道府県以外の者は、社会福祉事業法の定めるところにより、知的障害者地域生活援助事業を行うことができる。

(施設の設定)

第十九条 (略)

2 市町村、社会福祉法人その他の者は、社会福祉事業法の定めるところにより、知的障害者援護施設を設置することができる。

(変更及び廃止又は休止)

第二十条 国及び都道府県以外の者は、第十八条の規定により届け出た事項に変更が生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 国及び都道府県以外の者は、知的障害者居宅生活支援事業等を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

(施設の基準)

第二十一条 (略)

2 知的障害者援護施設については、前項の規定による基準を社会福祉法第六十五条第一項の規定による最低基準とみなして、同法第六十二条第四項、第六十五条第二項及び第七十一条の規定を適用する。

(報告の徴収等)

第二十一条の二 都道府県知事は、知的障害者の福祉のために必要があるとき、知的障害者居宅生活支援事業等を行う者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2・3 (略)

(事業の停止等)

第二十一条の三 都道府県知事は、知的障害者居宅生活支援事業等を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る知的障害者の処遇につき不当な行為をしたときは、その事業を行う者に対し、その事業の制限又は停止を命ずること

第二十条 国及び都道府県以外の者は、第十八条第一項の規定により届け出た事項に変更が生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 国及び都道府県以外の者は、知的障害者居宅生活支援事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

(施設の基準)

第二十一条 (略)

2 知的障害者援護施設については、前項の規定による基準を社会福祉法第六十条第一項の規定による最低基準とみなして、同法第五十七条第四項、第六十条第二項及び第六十六条の規定を適用する。

(報告の徴収等)

第二十一条の二 都道府県知事は、知的障害者の福祉のために必要があるとき、知的障害者居宅生活支援事業等を行う者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2・3 (略)

(事業の停止等)

第二十一条の三 都道府県知事は、知的障害者居宅生活支援事業等を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくは第十五条の三第一項及び第二項の措置に係る知的障害者等の処遇につき不当な行為をしたときは、その事業を行う者に対し、その事

とができる。

(受託義務)

第二十一条の四 知的障害者居宅生活支援事業を行う者又は知的障害者  
支援施設を設置者は、第十五条の三第一項から第三項まで又は第十六  
条第一項第二号若しくは第三項の規定による委託を受けたときは、正  
当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(知的障害者デイサービスセンター)

第二十一条の五 知的障害者デイサービスセンターは、第十五条の三第  
二項の措置に係る者を通わせ、同項の厚生省令で定める便宜を供与す  
ることを目的とする施設とする。

第二十一条の六、第二十一条の九 (略)

(市町村の支弁)

第二十二条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一 (略)

一の二 第十五条の三第一項及び第二項の規定により市町村が行う行  
政措置に要する費用

二・三 (略)

(都道府県の支弁)

第二十三条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一・二 (略)

二の二 第十五条の三第三項の規定により都道府県が行う行政措置に  
要する費用

業の制限又は停止を命ずることができる。

(受託義務)

第二十一条の四 知的障害者居宅生活支援事業を行う者又は知的障害者  
支援施設を設置者は、第十五条の三第一項若しくは第二項又は第十六  
条第一項第二号の規定による委託を受けたときは、正当な理由がない  
限り、これを拒んではならない。

第二十一条の五、第二十一条の八 (略)

(市町村の支弁)

第二十二条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一 (略)

一の二 第十五条の三第一項の規定により市町村が行う行政措置に要  
する費用

二・三 (略)

(都道府県の支弁)

第二十三条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一・二 (略)

二の二 第十五条の三第二項の規定により都道府県が行う行政措置に  
要する費用

三・四 (略)

(都道府県の負担及び補助)

第二十五条 都道府県は、政令の定めるところにより、第二十二條第三号の規定により市町村が支弁した費用のうち、知的障害者援護施設（知的障害者デイサービスセンター、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホームその他の政令で定める施設を除く。）の設置に要する費用については、その四分の一を負担する。

2 都道府県は、政令の定めるところにより、第二十二條第一号の二の規定により市町村が支弁した費用について、その四分の一以内を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十六條 国は、政令の定めるところにより、第二十二條又は第二十三條の規定により市町村又は都道府県が支弁した費用について、次に掲げる費用の十分の五を負担する。

一 (略)

一の二 第二十二條第三号の費用（知的障害者デイサービスセンター、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホームその他の政令で定める施設の設置及び運営に要する費用を除く。）

二 (略)

三 第二十三條第四号の費用（知的障害者デイサービスセンター、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホームその他の政令で定める施設の設置及び運営に要する費用を除く。）

2 国は、政令の定めるところにより、第二十二條第一号の二の規定により市町村が支弁した費用又は第二十三條第二号の二の規定により都

三・四 (略)

(都道府県の負担及び補助)

第二十五条 都道府県は、政令の定めるところにより、第二十二條第三号の規定により市町村が支弁した費用のうち、知的障害者援護施設（知的障害者通勤寮及び知的障害者福祉ホームを除く。）の設置に要する費用については、その四分の一を負担する。

2 都道府県は、政令の定めるところにより、第二十二條の規定により市町村が支弁した費用のうち、第十五條の三第一項の規定による行政措置に要する費用については、その四分の一以内を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十六條 国は、政令の定めるところにより、第二十二條又は第二十三條の規定により市町村又は都道府県が支弁した費用について、次に掲げる費用の十分の五を負担する。

一 (略)

一の二 第二十二條第三号の費用（知的障害者通勤寮及び知的障害者福祉ホームの設置及び運営に要する費用を除く。）

二 (略)

三 第二十三條第四号の費用（知的障害者通勤寮及び知的障害者福祉ホームの設置及び運営に要する費用を除く。）

2 国は、政令の定めるところにより、第二十二條又は第二十三條の規定により市町村又は都道府県が支弁した費用について、次に掲げる費



道府県が支弁した費用について、その二分の一以内を補助することができる。

(準用規定)

第二十七条の二 社会福祉法第五十八条第二項から第四項までの規定は、国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)第二条第二項第一号の規定又は同法第三条第一項第四号及び第二項の規定により普通財産の譲渡又は貸付けを受けた社会福祉法人に準用する。

(緊急時における厚生大臣の事務執行)

第三十条の二 知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設について、第十九条第二項において適用することとされる社会福祉法第七十条から第七十二条までの規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務(同条第一項及び第二項の規定による許可の取消しを除く。)は、これらの施設に入所する者の利益を保護する緊急の必要があると厚生大臣が認める場合にあつては、厚生大臣又は都道府県知事が行うものとする。この場合においては、同法の規定中都道府県知事に関する規定(当該事務に係るものに限る。)は、厚生大臣に関する規定として厚生大臣に適用があるものとする。

2 (略)

附則

(社会福祉法附則第七項に関する特例)

用の二分の一以内を補助することができる。

一 第二十二条第一号の二の費用のうち、第十五条の三第一項の規定による行政措置に要する費用

二 第二十三条第二号の二の費用のうち、第十五条の三第二項の規定による行政措置に要する費用

(準用規定)

第二十七条の二 社会福祉事業法第五十六条第二項から第四項までの規定は、国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)第二条第二項第一号の規定又は同法第三条第一項第四号及び第二項の規定により普通財産の譲渡又は貸付けを受けた社会福祉法人に準用する。

(緊急時における厚生大臣の事務執行)

第三十条の二 知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設について、第十九条第二項において適用することとされる社会福祉事業法第六十条から第六十七条までの規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務(同条第一項の規定による許可の取消しを除く。)は、これらの施設に入所する者の利益を保護する緊急の必要があると厚生大臣が認める場合にあつては、厚生大臣又は都道府県知事が行うものとする。この場合においては、同法の規定中都道府県知事に関する規定(当該事務に係るものに限る。)は、厚生大臣に関する規定として厚生大臣に適用があるものとする。

2 (略)

附則

(社会福祉事業法附則第七項に関する特例)

2 社会福祉法附則第七項の規定に基づき置かれた組織の長は、この法律の適用については、福祉事務所長とみなす。

2 社会福祉事業法附則第七項の規定に基づき置かれた組織の長は、この法律の適用については、福祉事務所長とみなす。